申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		集会施設の利用許可及び許可事項の変更
根拠法令及び条項		新座市営墓園条例第２４条
所管部課係名		市民生活部環境課環境保全係
審査基準	関係条項	新座市営墓園規則第１７条及び新座市営墓園条例第２８条
	基準（未設定の場合はその理由）	集会施設の利用は、以下の場合は許可できない。 １　公の秩序を害し、善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 ２　集会施設の設置目的に反すると認められるとき。 ３　墓園の管理及び運営上支障があると認められるとき。 ４　規定の使用料の全額納付しない場合。
	参考事項	管理者は、許可をする場合において、当該許可に係る利用について必要な条件を付け、又は必要の都度利用に係る指示をすることができる。
	設定等年月日	平成１１年７月１日設定（平成　年　月　日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間（未設定の場合はその理由）	総日数　即日
	設定等年月日	平成１１年７月１日設定（平成　年　月　日最終変更）